

## Kyashマネーアカウント利用規約

※下線部が改定箇所です。

詳細は、改定後のKyashマネーアカウント利用規約全文をご参照ください。

現行 <2023年7月28日>	改正 <2024年2月29日>
<p>第3条（マネーアカウントの開設） （省略）</p> <p>3. バリューアカウントからマネーアカウントに移行するには、利用者は犯罪収益移転防止法における取引時確認としての本人確認を完了することが必要です。 （省略）</p> <p>6. 移行する際に保有しているKyashバリューおよび特典等は、そのままマネーアカウントに引き継がれます。利用者は前項のマネーアカウント開設の申し込みを行う場合、真正な情報を正確に入力するものとします。</p>	<p>第3条（マネーアカウントの開設） （省略）</p> <p>3. バリューアカウントからマネーアカウントに移行するには、利用者は<b>当社所定の必要書類の提出その他の必要な手続を行い、犯罪収益移転防止法における取引時確認としての本人確認を完了することが必要です。当社が利用者に対して、必要書類の提出その他の手続を求めたにもかかわらず利用者がこれに応じない場合、当社は、本サービスの全部または一部の提供をすることができないものとします。これにより、利用者には何らかの損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。</b> （省略）</p> <p>6. 移行する際に保有しているKyashバリューおよび特典等は、そのままマネーアカウントに引き継がれます。利用者は前項のマネーアカウント開設の申し込みを行う場合、真正な情報を正確に入力して登録するものとします。</p> <p>7. <b>利用者は、本サービス等の利用にあたり当社に提供した登録情報（マネーアカウント開設、本カード発行等に際して登録した情報を含みますがこれらに限りません。）の内容に変更が生じた場合には、登録内容が最新となるよう、速やかに、当社所定の方法で変更等するものとします。登録内容が最新の情報でない場合、または当社が利用者に対して、登録情報の確認・変更等を依頼し、もしくは必要書類の提出その他の手続を求めたにもかかわらず利用者がこれに応じない場合、当社は、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。これにより、利用者には何らかの損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。</b></p>

7. マネーアカウントに関する一切の権利は、一身専属的に利用者に帰属します。利用者は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません。

8. 利用者が未成年者（18歳未満）の場合には、利用者はマネーアカウントの開設に当たってあらかじめ親権者等法定代理人の同意を得るものとします。当社は、未成年者からマネーアカウント開設の申し込みを受領した場合は、利用者が法定代理人からの同意を取得しているものとみなします。

9. 利用者が反社会的勢力に該当する場合またそのおそれがあると判断された場合は、マネーアカウントを開設・保有することはできません。

10. 犯罪収益移転防止法における「外国政府等において重要な地位を占める者等（“Politically Exposed Persons”または“外国PEPs”）」に該当する方、すなわち現在外国における公的地位にある場合または過去にこれらの地位にあった方、及びその家族・親族に該当する方については、原則としてマネーアカウントを開設することはできません。

11. 利用者のマネーアカウントが過去に当社により閉鎖された場合は、利用者は再度マネーアカウントを開設することはできません。

12. 非居住者はマネーアカウントを開設することはできません。

8. マネーアカウントに関する一切の権利は、一身専属的に利用者に帰属します。利用者は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません。

9. 利用者が未成年者（18歳未満）の場合には、利用者はマネーアカウントの開設に当たってあらかじめ親権者等法定代理人の同意を得るものとします。当社は、未成年者からマネーアカウント開設の申し込みを受領した場合は、利用者が法定代理人からの同意を取得しているものとみなします。

10. 当社は、外国籍の利用者に対し、当社所定の方法で在留期間を確認します。当該在留期間が満了している場合、マネーアカウントを開設・保有することはできません。また、当該在留期間または在留カード有効期限が満了する場合、または当社が当該利用者に対して、在留期間の更新・確認を依頼し、もしくは必要書類の提出その他の手続を求めたにもかかわらず利用者がこれに応じない場合、当社は、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。これにより、利用者に何らかの損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

11. 利用者が反社会的勢力に該当する場合またそのおそれがあると判断された場合は、マネーアカウントを開設・保有することはできません。

12. 犯罪収益移転防止法における「外国政府等において重要な地位を占める者等（“Politically Exposed Persons”または“外国PEPs”）」に該当する方、すなわち現在外国における公的地位にある場合または過去にこれらの地位にあった方、及びその家族・親族に該当する方については、原則としてマネーアカウントを開設することはできません。

13. 利用者のマネーアカウントが過去に当社により閉鎖された場合は、利用者は再度マネーアカウントを開設することはできません。

14. 非居住者はマネーアカウントを開設することはできません。

<p>第5条（本カード、本アプリ、パスワード等の管理） （省略）</p> <p>3. 利用者は、アカウント情報を第三者に貸与または譲渡することはできません</p> <p>4. 利用者は、本サービス等の利用にあたり当社に提供した情報（マネーアカウント開設、本カード発行等の際して登録した情報を含みますがこれらに限りません。）に変更が生じた場合には、速やかに、当社所定の方法で訂正・修正するものとします。</p> <p>5. 利用者は、アカウント情報を紛失した場合または盗取された場合には、直ちに本アプリにて本カードの利用停止のための手続きを行い、当社に通知します。</p> <p>6. 当社は、本カードについて紛失、盗難、第三者による不正利用等が発生し、又はこれらのおそれがあると判断した場合には、本カードの利用停止措置を実施します。</p> <p>7. 当社は、法令で定める以外、アカウント情報を受領した場合はその真偽について確認を必要とせず、利用者本人からの真正な情報とみなします。</p> <p>8. 本サービスは、最新バージョンの本アプリかつ当社が指定するOSにおいてのみ、想定されている機能が使用できます。</p>	<p>第5条（本カード、本アプリ、パスワード等の管理） （省略）</p> <p>3. 利用者は、アカウント情報を第三者に貸与または譲渡することはできません。 （削除）</p> <p>4. 利用者は、アカウント情報を紛失した場合または盗取された場合には、直ちに本アプリにて本カードの利用停止のための手続きを行い、当社に通知します。</p> <p>5. 当社は、本カードについて紛失、盗難、第三者による不正利用等が発生し、又はこれらのおそれがあると判断した場合には、本カードの利用停止措置を実施します。</p> <p>6. 当社は、法令で定める以外、アカウント情報を受領した場合はその真偽について確認を必要とせず、利用者本人からの真正な情報とみなします。</p> <p>7. 本サービスは、最新バージョンの本アプリかつ当社が指定するOSにおいてのみ、想定されている機能が使用できます。</p>
<p>第16条（Kyashマネーの出金）</p> <p>1. 利用者は当社所定の方法で、①金融機関ATMからの出金、または②利用者が本アプリに登録した自己の金融機関口座（以下「登録口座」といいます。）への出金（以下、総称して「出金」といいます。）ができます。</p>	<p>第16条（Kyashマネーの出金）</p> <p>1. 利用者は当社所定の方法で、①金融機関ATMからの出金、②利用者が本アプリに登録した自己の金融機関口座（以下「登録口座」といいます。）への出金、または③第三者の金融機関口座への振込（以下、総称して「出金」といいます。）ができます。</p>
<p>第23条（禁止行為）</p> <p>1. 利用者は本サービスを利用する上で、以下に該当するような行為（該当するおそれがある行為も含みます。）が禁止されます。 （省略）</p> <p>j. 公序良俗に反する行為</p> <p>k. 当社または他の利用者や加盟店の個人情報・営業情報を侵害する行為</p> <p>l. 当社または第三者の知的財産権（著作権、商標権、特許権等）、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為</p> <p>m. 法令、裁判所の判決等、もしくは行政機関による措置に反する行為</p> <p>n. 本サービスの趣旨に反する目的で本サービスを利用する行為</p>	<p>第23条（禁止行為）</p> <p>1. 利用者は本サービスを利用する上で、以下に該当するような行為（該当するおそれがある行為も含みます。）が禁止されます。 （省略） （削除）</p> <p>j. 当社または他の利用者や加盟店の個人情報・営業情報を侵害する行為</p> <p>k. 当社または第三者の知的財産権（著作権、商標権、特許権等）、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為</p> <p>l. 法令、裁判所の判決等、もしくは行政機関による措置に反する行為</p> <p>m. 本サービスの趣旨に反する目的で本サービスを利用する行為</p>

<p>第24条（マネーアカウントの閉鎖）</p> <p>1. 利用者の行為が以下のいずれかに該当した場合、当社は直ちに利用者のマネーアカウントを閉鎖することができます。</p> <p>（省略）</p> <p>(9) マネーアカウントが不正利用された場合、またはそのおそれがある場合</p> <p>(10) 違反行為により利用停止されたユーザーが再度本サービスの利用登録をする行為</p> <p>(11) 当社における利用者の利用可否判定に通過しなかった場合</p> <p>(12) その他、合理的な理由に基づき当社が不適切と判断する行為</p>	<p>第24条（マネーアカウントの閉鎖）</p> <p>1. 利用者の行為が以下のいずれかに該当した場合、当社は直ちに利用者のマネーアカウントを閉鎖することができます。</p> <p>（省略）</p> <p>(9) マネーアカウントがマネー・ローンダリング等の不正な行為に利用された場合、またはそのおそれがある場合</p> <p>(10) 当社がマネー・ローンダリング対策等の観点から行う利用者への照会について、当社所定の期間までの回答がなされなかった場合</p> <p>(11) 違反行為により利用停止されたユーザーが再度本サービスの利用登録をする行為</p> <p>(12) 当社における利用者の利用可否判定に通過しなかった場合</p> <p>(13) マネーアカウントの登録情報が最新の情報でない、または、当社が利用者に対して登録情報の確認・変更等を依頼したにもかかわらず利用者がこれに応じない等、真実かつ正確な情報が登録されていない場合</p> <p>(14) その他、合理的な理由に基づき当社が不適切と判断する行為</p>
<p>第31条（不正利用に基づく補償）</p> <p>1. 利用者は、以下に記載する事象により損害を被った場合、当社に対して当社が定める方法で補償を求める（以下、「補償請求」といいます。）ことができます。</p> <p>(1) マネーアカウントおよびマネーアカウントに登録されている登録口座に関する情報が、盗取または詐取され、または端末の紛失や盗難により、利用者が意図せず、第三者により残高が不正利用された場合</p> <p>(2) 利用者のクレジットカードが、第三者によりマネーアカウントに登録され、不正に利用された場合</p>	<p>第31条（不正利用に基づく補償）</p> <p>1. 利用者は、以下に記載する事象により損害を被った場合、当社に対して当社が定める方法で補償を求める（以下、「補償請求」といいます。）ことができます。</p> <p>(1) マネーアカウントおよびマネーアカウントに登録されているクレジットカードまたは金融機関口座に関する情報が、第三者に不正に取得（盗取または詐取）され、第三者により残高が不正利用された場合</p> <p>(2) 端末の紛失や盗難により、利用者が意図することなく、第三者により残高が不正利用された場合</p> <p>(3) 利用者のクレジットカードまたは金融機関口座が、第三者によりマネーアカウントに登録され、不正に利用された場合</p>

以上